

令和2年度事業報告

令和2年度は新型コロナウイルスに翻弄された一年となった。執行部は2年任期の2年目、本来であれば継ぎ目なく会務運営できるはずであったが、人と人が会うという当たり前のことが制限される状況で、WEB会議システムを導入して手探りの執行を余儀なくされた。年度後期ともなるとWEB会議にも慣れて日常の風景となった。本会では特にマイクロソフト Teams を活用した会議システムを利用することにより、会議と資料の一元化が可能となり、新たに会員専用ホームページを開設することもできるとともにWEB研修も容易に開催することができるようになった。コロナ禍で利用しはじめた Teams であったが会務や研修によい変化をもたらしてくれた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年の節目を迎えたが、今なお約二万八千余人の被災者が県外での避難生活を余儀なくされている。震災の記憶が風化しつつある昨今においても東電に対する損害賠償請求は未処理の案件が多数積み残されている。被災者支援事業の継続は未だ必要とされている。被災地においては避難指示の解除が進む状況のなかにあつて被災者支援事業は、法テラスや被災自治体への相談員派遣に加え、避難指示の解除された市町村に目を向けた相談活動と、原発事故による損害賠償請求に関する相談会を原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て実施するなど原発ADR申立支援の相談活動を展開してきた。一般社団法人ふくしま連携復興センターを中心に支援団体との連携を強め相談員派遣や情報共有の場を継続してきた。

法務省の長期相続登記等未了土地解消作業については、厳しい状況ながら一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会に受託していただいた。協会会員以外の本会会員の協力も得ながら多量の相続人調査作業を続行している。

研修事業は、コロナ禍の状況下でやむなく集合研修を中止せざるを得なかった。研修は専門家としての品位保持や業務精通を担保するため重要であり、本会の中核業務の柱でもあるため会員の履修を促す方策が必要となる。後期にWEB配信研修や通信研修を重点的に実施したが参加者数は頭打ちとなっており今後パソコンを不得手とする会員にも普及が求められる。

相談事業ではコロナ禍で面談相談が制約されたために総合相談センターは電話相談形式にて運営した。1月からは相続遺言相談センターを新たに設置して電話相談にて運営している。電話相談では相談者を開催日まで待たせることなくタイムリーに対応することができるメリットがあることを認識できた。

相談事業・広報事業は、市民の司法アクセスを確保するための両輪である。広報事業では新パンフレット配布やラジオCMといった広報の幅を広げてきた。

予算に限りがある中で目と耳に届く広報を目指してきたが、今後も継続してチャレンジしていきたい。

公益活動の分野はコロナ禍の影響を大きく受けた。学校向けの法律教室は受け入れ体制の課題もあり低迷した。中高年をターゲットとする出前講座も実施数が低迷しているが、シナリオの練り直しをするなど準備作業に力を入れることができた。

財政面では、連合会市民救援基金から賄っていた総合相談センターが本会自主財源運営となり負担増加した一方でコロナ禍による行事中止やWEB会議により結果的に経費削減となり大幅な黒字を計上することができた。司法書士会館が約40年を経過しており今後の維持管理に多額の経費が見込まれるところ財源が確保できたことは安心材料となった。

会務運営を支えていただいた会員の皆様、事務局職員、役員委員の皆様に深い感謝を申し上げます。